

平成 20 年 11 月 14 日  
大阪 市 政 策 企 画 室  
担当:政策企画担当課長 稲垣  
電 話 : 06-6208-9710

## あなたも大阪サポーター ふるさと納税制度を身近なものに ～「文化の振興」「緑化の推進」「動物園の充実」に役立てます～

大阪市では、ふるさと納税制度の実施に伴い、平成 20 年 5 月から大阪市にお住まいの方や大阪市に関わりのある方に加え、全国で活躍中の“大阪サポーター”の皆さまからの寄附金の募集を行っています。

しかしながら、マスコミ報道などにより、徐々にふるさと納税制度が知られているものの、制度が複雑なことなどから、十分な周知ができておらず、まだまだご理解やご協力が得られていないのが実情です。

そのため、ふるさと納税制度による寄附を通じて、今まで疎遠であった行政へ関心を持っていただくきっかけになるよう、次のとおり寄附金の募集等を実施いたします。

ふるさと納税制度は、自治体への市民参加の新しいスタイルです。「元気な大阪」づくりに向け、一人でも多くの方々に大阪を応援していただきますようお願いいたします。

### ○寄附金の活用方法を選択できるようにします

寄附をする側と受ける側のコンセンサスの確立に向け、寄附金の具体的な活用方法を明確にし、寄附者の方々に使い方を選択していただけるよう、次の 3 つのメニューをご用意し、新たにリーフレットを作成するなどの PR を展開します。

なお、福祉関係の寄附など従来からの寄附も継続して実施します。

#### ・『文化の振興』

「文楽」や「大阪フィルハーモニー交響楽団」を活かした施策や国の重要文化財である「泉布観」の保存など、“大阪が誇る文化資産を守り芸術文化の振興”に役立てます。

#### ・『緑化の推進』

水都大阪にふさわしい中之島等での水辺のみどりの創出や大阪のメインストリートである御堂筋での花飾りなど、“花とみどりでいっぱい”の大阪のまちづくり”に役立てます。

#### ・『動物園の充実』

天王寺動物園の生息地環境を再現した生態的展示や入園者サービスの向上など“都心のオアシスである天王寺動物園の充実”に役立てます。

※リーフレットは市役所・区役所・市税事務所・サービスカウンター(梅田・難波・天王寺)・東京事務所などに設置します。

※リーフレットの設置にあわせて、ホームページをリニューアルします。

### ○「大阪市立ミュージアム御招待証」をお贈りします

本市のミュージアムを通じ、文化に接する機会を提供するとともに、寄附者の方々の来場により、本市施設の賑わいを創出するため、1 万円以上のご寄附をいただいた個人の方に、大阪市が誇る博物館や美術館などに入

場できる「大阪市立ミュージアム御招待証」をお贈りします。

なお、本招待証は、ふるさと納税の適用を受ける平成 20 年 1 月に遡及してお贈りします。

入場できる施設は、次の 8 施設です。

『東洋陶磁美術館』（常設展のみ）

『大阪市立科学館』（プラネタリウム・オムニマックスを除く）

『大阪市立美術館』（常設展のみ）

『天王寺動物園』

『大阪城天守閣』

『大阪歴史博物館』（常設展のみ）

『大阪市立近代美術館(仮称)心齋橋展示室』（常設展のみ）

『自然史博物館』（常設展のみ）

※招待証の有効期限(利用期間)は発行日から 1 年間です。

## ○職員に対して寄附金を募集します

ふるさと納税制度を活用した取り組みの一環として、全職員に対して寄附金を募集します。

## ○確定申告のお知らせのご案内をします

寄附をいただいた方が所得税や個人住民税の減額を受けるためには、来年の 2 月 16 日から 3 月 16 日までの間に所得税の確定申告の手続きに足を運んでいただく必要があります。

そのため、11 月に「注意喚起のお知らせ」を、また、翌年の 1 月に確定申告用紙の記入例などを記載した「確定申告のお知らせ」をお送りし、確定申告を確実にしていただけるようご案内します。

### <添付資料>

- ・ 「寄附金募集」リーフレット
- ・ 「大阪市立ミュージアム御招待証」利用施設一覧
- ・ 寄附金のお申し込みからお支払いまでの流れ
- ・ ふるさと納税制度の概要
- ・ 税制上の優遇措置
- ・ モデルケース(夫婦と子供 2 人で年収 700 万円の場合)

- ・ファックスによるお申込み → 06-6202-5820
- ・送付によるお申込み → 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20  
大阪市政策企画室（政策企画担当）
- ・窓口でのお申込み → 市役所、区役所、サービスカウンター、市税事務所、東京事務所など
- ・電子メールによるお申込み → aa0011@city.osaka.lg.jp

NO.

### ふるさと納税（寄附金）申込書

平成 年 月 日

大阪市長 平松邦夫 まで

\*印の箇所は必ずご記入ください。

ご住所（*）	〒 郵便 府県		
（ふりがな）			生年月日（*）
お名前（*）			明 大 陽 平
ご連絡先	電話番号（*）		
	ファックス番号		
	E-mail		

次の目的のためお贈りいたします。（ご希望の項目を指定（1箇所）してください。）

- 文化の振興  
「文楽」や「大阪フィルハーモニー交響楽団」を活かした伝統や国の重要文化財である「泉布製」の保存など「大阪が誇る文化遺産を守る国際文化の振興」に役立てます。
- 緑化の推進  
水都大阪にふさわしい中之島等での水辺のみどりの創出や大阪のメインストリートである御堂筋の花壇など「花とみどりいっぱい大阪のまちづくり」に役立てます。
- 動物園の充実  
天王寺動物園の生息地環境を再現した生態的展示や入園者サービスの向上など「心のオアシスである天王寺動物園の充実」に役立てます。

寄附金額 円

\*100円未満の金額は「元気づくり大阪納税」としてご利用させていただきます。

(※) 窓口でのお申込みの場合は、ホーメルンなどでご記入ください。

○上記以外の目的をご希望の方はチェック（1箇所）してください。

- 元気づくり大阪関係  国際交流関係  市民活動関係  雇用政策関係
- 男女共同参画関係  駐車対策関係  福祉関係  青少年活動関係
- 文化観光振興関係  花と緑の推進関係  スポーツ振興関係  芸術振興関係
- 経済振興関係  環境保全関係  大規模防災関係  教育振興関係

\*100円未満の金額は「元気づくり大阪納税」としてご利用させていただきます。

大阪市を応援いただきありがとうございます。

皆様からいただきましたご寄付は、元気な大阪づくりに役立てます。

- ご記入いただきました個人情報は、領収書の発行など大阪市への寄附金に関する事務以外には使用いたしません。
- 上記ご住所に納付書を送付します。本市規定の金額と同様でお支払ください。
- ご入金金額次第、上記ご住所に納付書を送付します。

【ご注意】大阪市では、原則による寄附金の納税や納付書以外を利用したお支払いのご案内は一切いたしていません。お振込が完了したお振込先には十分にご注意ください。

\*1万円以上のご寄附をいただいた個人の方に「大阪市立ミュージアム」のご招待券をお贈りしています。また、10万円以上のご寄附をいただいた方に市長感謝状を、100万円以上のご寄附をいただいた個人の方に記念品をお贈りしています。（ご寄附される方は、事前に申し出ください。）

# ふるさと納税制度による 寄附金の募集



～あなたの想いで元気な大阪を～

「ふるさと納税（寄附金）」は自治体への市民参加の新しいスタイルです

（大阪市を応援することで住民税などが減額されます）

＜あなたの想いを形にするため、次のメニューをご用意しています＞

文楽・大阪フィルハーモニー  
交響楽団・泉布製など

文化  
の振興に!



(本場) 津島八景 泉布製 泉布製

中之島等での水辺のみどりの  
創出・御堂筋の花壇など

緑化  
の推進に!



天王寺動物園の生態的展示・  
入園者サービスなど

動物園  
の充実に!



お問い合わせ：大阪市政策企画室（政策企画担当） ☎06-6208-9720 FAX 06-6202-5820

（平成20年11月発行）

大阪市ではふるさと納税制度で次の目的に活用する寄附金を募集しています。みなさまからの寄附金を元気な大阪づくりに役立てます。

**文化の振興**

「文庫」や「大阪フィルハーモニー交響楽団」を活かした施策や、国の重要文化財である「東市鎮」の保存など、「大阪が誇る文化遺産を守り芸術文化の振興」に役立てます。

**緑化の推進**

水都大阪にふさわしい中之島等での水辺のみどりの創出や、大阪のメインストリートである新豊満での花飾りなど、「花とみどりいっぱいのおおさかのまちづくり」に役立てます。

**動物園の充実**

天王寺動物園の生息地環境を再現した生態的展示や、入園者サービスの向上など、「心のオアシスである天王寺動物園の充実」に役立てます。

**寄附金のお申込み方法**

●申込みをご記入のうえ、次の方法でお届けください。

- ファックスで ⇒ ファックス番号 08-6202-5820へ
- 送付で ⇒ 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市政策企画室 (政策企画担当) へ
- 窓口で ⇒ 市役所(5階、政策企画室・1階、ハウ情報コーナー)・区役所・市総合事務所・サービスカウンター (梅田・難波・天王寺)・水道局営業所・東京事務所
- 電子メールで ⇒ 申込書を送付して [na0011@city.osaka.lg.jp](mailto:na0011@city.osaka.lg.jp)へ

**寄附金のお支払い方法**

●申込みが済ませましたら納付書をお送りしますので、次の方法でお支払いください。(手数料不可)

- 銀行など金融機関の窓口で 公金収納取扱金融機関は大阪市ホームページ (<http://www.city.osaka.lg.jp/ayunyuyakushitau/payessay/ichiran.html>) でご確認ください。お問い合わせください。
- インターネット/バンキングもしくは銀行等ATMで 電子納付の利用方法は大阪市ホームページ (<http://www.city.osaka.lg.jp/ayunyuyakushitau/payessay/pay.html>) でご確認ください。お問い合わせください。
- ご入金を確認しましたら領収書をお送りします。確定申告に必要ですので、たいはつに保管してください。

お申込みからお支払いまでの流れ



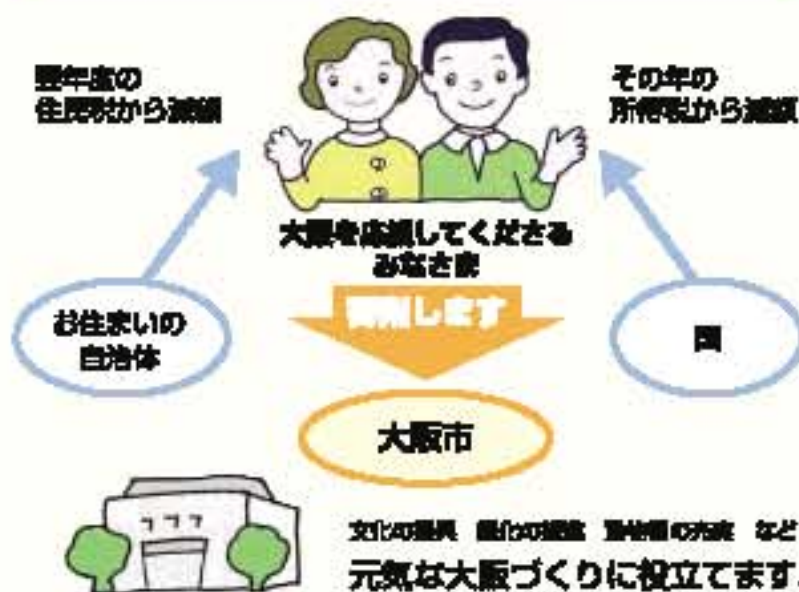
寄附される方

- ①申込書を送る
- ②納付書を受け取る
- ③銀行等でお支払い
- ④領収書を受け取る



大阪市

**ふるさと納税のしくみ (大阪市の場合)**



**ふるさと納税とは?**

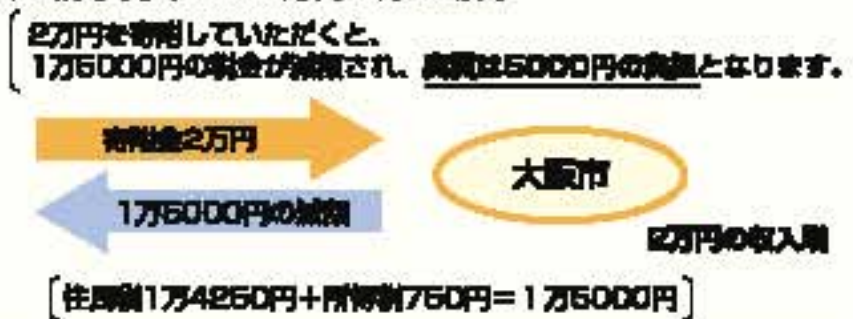
ふるさと納税とは、生まれ育った場所をはじめ、みなさま一人ひとりが選ぶ場所を「ふるさと」として応援するもので、ふるさとの自治体への貢献の気持ちを寄附金として返す市民参加の新しいスタイルです。



応援したいと思う自治体へ寄附された場合、一定の限度まで、現在お住まいの自治体の住民税の減額など税制上の優遇を受けることができます。

●寄附金額にあわせて住民税等が減額されます。

たとえば…夫婦と子ども2人で給与収入が500万円の方の場合



●住民税等の減額を受けるためには確定申告が必要です。ご寄附いただいた方には、1月に確定申告書の記入内容や提出期限などを記載した「確定申告のお知らせ」を送付しますので、確定申告手続きの参考とさせていただきます。

1万円以上のご寄附をいただいた法人の方に「大阪市立ミュージアム」のご寄附金をお送りしています。また、10万円以上のご寄附をいただいた方に市民参加券を、100万円以上のご寄附をいただいた法人の方に記念品を贈呈しています。

●大阪市にご寄附いただいた場合の税金の軽減額(夫婦と子ども2人の給与所得者の場合(モデルケース))

年収500万円の方	年収700万円の方
・1万円寄附したとき 5,000円軽減 (住民税4,700円・所得税300円)	・1万円寄附したとき 5,000円軽減 (住民税4,800円・所得税300円)
・3万円寄附したとき17,400円軽減 (住民税16,100円・所得税1,300円)	・3万円寄附したとき25,000円軽減 (住民税22,500円・所得税2,500円)
・5万円寄附したとき20,400円軽減 (住民税18,100円・所得税2,300円)	・5万円寄附したとき38,400円軽減 (住民税33,800円・所得税4,600円)
・10万円寄附したとき27,900円軽減 (住民税23,100円・所得税4,800円)	・10万円寄附したとき48,400円軽減 (住民税38,800円・所得税9,600円)

※所得や世帯年収によって軽減額が異なります

●税金の軽減額に関するお問い合わせは大阪市市税(事務)課(個人市税課)へ

梅田: ☎06-4797-2853 京橋: ☎06-4801-2953 弁天町: ☎06-4395-2953  
 なんば: ☎06-4397-2953 あべの: ☎06-4396-2953 新大阪: ☎06-6834-2853

その他にも...

文化・緑化・動物園のほかにも、次の目的での寄附金を募集しています。

- ・元気づくり大阪関係 ☎06-6208-6720
- ・国際交流関係 ☎06-6208-7245
- ・市民活動関係 ☎06-6208-7306
- ・雇用関係 ☎06-6208-7361
- ・男女共同参画関係 ☎06-6208-8158
- ・救災対策関係 ☎06-6208-7844
- ・福祉関係 ☎06-6208-7911
- ・青少年関係 ☎06-6208-8150
- ・文化芸術関係 ☎06-6815-0678
- ・花と緑の推進関係 ☎06-6815-0985
- ・スポーツ関係 ☎06-6815-0909
- ・美術館関係 ☎06-6815-0657
- ・生涯学習関係 ☎06-6208-8921
- ・環境保全関係 ☎06-6815-7837
- ・大規模修繕関係 ☎06-6815-7714
- ・教育関係 ☎06-6208-6071

※いずれの寄附金も「ふるさと納税」の制度となり、領収書の申込みが有効です。お問い合わせは各担当へ

# 大阪市立ミュージアム御招待証

---

ふるさと納税制度により大阪市に1万円以上のご寄附をいただいた個人の方に「大阪市立ミュージアム」のご招待証をお贈りします。この招待証で、大阪市の美術館や博物館などの8ヶ所のミュージアムの入場が可能となります。

是非、この機会に大阪の魅力を身近なところで再発見してください。

## (利用施設一覧)

### ①大阪市立東洋陶磁美術館

(住 所) 大阪市北区中之島1-1-26

(開館時間) 9:30~17:00 (入館は16:30まで)

(休 館 日) 月曜日 (休日の場合はその翌日)、  
祝日の翌日、年末年始

(電 話) 06-6223-0055

(ファックス) 06-6223-0057

(ホームページ) <http://www.moco.or.jp>

(アクセス) 京阪「なにわ橋」1号出口前、地下鉄・京阪「淀屋橋」1号出口、「北浜」1-26号出口それぞれより約400m



### ②大阪市立科学館

(住 所) 大阪市北区中之島4-2-1

(開館時間) 9:30~16:45 (観覧券発売は16:00まで)

(休 館 日) 月曜日 (休日の場合はその翌日)、  
祝日の翌日、年末年始

(電 話) 06-6444-5656

(ファックス) 06-6444-5657

(ホームページ) <http://www.sci-museum.jp>

(アクセス) 京阪「渡辺橋」1号出口より約400m、地下鉄「肥後橋」3号出口より約500m、JR「福島」、地下鉄・京阪「淀屋橋」4号出口それぞれより約900m、JR「新福島」2号出口、阪神「福島」3号出口それぞれより約800m



※ただし、プラネタリウム・オムニマックスは入場できません。

### ③大阪市立美術館

(住 所) 大阪市天王寺区茶臼山町1-82  
(天王寺公園内)

(開館時間) 9:30~17:00 (入館は16:30まで)

(休 館 日) 月曜日 (祝日の場合はその翌日)、  
展示替え期間、年末年始



(電 話) 06-6771-4874

(ファックス) 06-6771-4856

(ホームページ) <http://www.city.osaka.jp/museum-art>

(アクセス) 地下鉄「天王寺」5号・15号・16号出口、JR「天王寺」中央出口、  
近鉄「あべの橋」西改札、阪堺電車「天王寺駅前」それぞれより  
約600m、地下鉄「動物園前」1号出口より約600m、  
「恵美須町」3号出口より約800m

#### ④天王寺動物園

(住 所) 大阪市天王寺区茶臼山町 1-108

(開園時間) 9:30~17:00 (入場は16:00まで)

5月・9月の土曜日、日曜日、休日は

9:30~18:00まで (入場は17:00まで)

(休 館 日) 月曜日 (休日の場合はその翌日)

(電 話) 06-6771-8401

(ファックス) 06-6772-4633

(ホームページ) <http://www.jazaga.or.jp/tennoji>

(アクセス) 地下鉄「動物園前」1号出口より約300m、「恵美須町」2号出口より  
約500m、地下鉄「天王寺」5号出口、JR「天王寺」中央出口、近鉄  
「あべの橋」西改札、阪堺電車「天王寺駅前」それぞれより約900m



#### ⑤大阪城天守閣

(住 所) 大阪市中央区大阪城 1-1

(開館時間) 9:00~17:00 (入館は16:30まで)

(休 館 日) 12月28日~1月1日

(電 話) 06-6941-3044

(ファックス) 06-6941-2197

(ホームページ) <http://www.osakacastle.net>

(アクセス) 地下鉄「天満橋」3号出口、「谷町四丁目」1-B号・9号出口、  
「森之宮」3-B号・1号出口、「大阪ビジネスパーク」1号出口、  
JR「森ノ宮」「大阪城公園」「大阪城北詰」、京阪「天満橋」  
それぞれより約1.5~2km



#### ⑥大阪歴史博物館

(住 所) 大阪市中央区大手前 4-1-32

(開館時間) 9:30~17:00、金曜日は9:30~  
20:00 (入館は閉館の30分前まで)

(休 館 日) 火曜日 (休日の場合はその翌日)、  
年末年始

(電 話) 06-6946-5728



(ファックス) 06-6946-2662

(ホームページ) <http://www.mus-his.city.osaka.jp>

(アクセス) 地下鉄「谷町四丁目」9号出口前

### ⑦近代美術館（仮称）心齋橋展示室

(住所) 大阪府中央区南船場3-4-26

(出光ナガホリビル13階)

(開館時間) 11:00~19:00 (入館は18:30まで)

※展覧会開催期間のみ開館

(休館日) 水曜日

(電話) 06-6615-0654 (お問い合わせ)、  
06-6241-5173 (展覧会開催中の土日祝)

(ファックス) 06-6615-0699

(ホームページ) [http://www.city.osaka.jp/yutoritomidori/culture/museum/kindai\\_bijutsu.html](http://www.city.osaka.jp/yutoritomidori/culture/museum/kindai_bijutsu.html)

(アクセス) 地下鉄「心齋橋」「長堀橋」クリスタ長堀北7番または北5番出口すぐ



### ⑧大阪市立自然史博物館

(住所) 大阪府東住吉区長居公園1-23

(開館時間) 9:30~17:00 (入館は16:30まで)

ただし、11月~2月末は9:30  
~16:30 (入館は16:00まで)

(休館日) 月曜日 (休日の場合はその翌日)、  
年末年始

(電話) 06-6697-6221

(ファックス) 06-6697-6225

(ホームページ) <http://www.mus-nh.city.osaka.jp>

(アクセス) 地下鉄「長居」3号出口より約800m、  
JR「長居」東出口より約1km



### (ご利用にあたっての注意事項)

- ・ ふるさと納税による寄附をいただいた方お一人様につき各施設1回入場できます。
- ・ 各ミュージアムの開館時間・休館日などは変更になる場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。
- ・ **特別展の入場はできません。(常設展のみ有効)**
- ・ 有効期限(利用期間)は、発行日から1年間です。

# ふるさと納税制度による寄附金のお申込みからお支払いまでの流れ

## STEP 1 ふるさと納税(寄附金)申込書を入力

- ・市役所・区役所・市税事務所・サービスカウンター・東京事務所などに設置  
※大阪市のホームページからのダウンロードも可能です。

## STEP 2 ふるさと納税(寄附金)申込書を送付

- ・ファックスで 06-6202-5620へ
- ・送付で 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20  
大阪市政策企画室(政策企画担当)あて
- ・窓口で 市役所・区役所・市税事務所・サービスカウンター・水道局営業所  
東京事務所などで受付
- ・電子メールで 申込書を添付してaa0011@city.osaka.lg.jpへ

## STEP 3 寄附金の納付書を受領

- ・納付書をご自宅に郵送

## STEP 4 寄附金を銀行等で支払い

- ・銀行などの金融機関の窓口で
- ・インターネットバンキングや銀行などのATMで  
※詳細については大阪市のホームページでご確認いただくかお問い合わせください。

## STEP 5 寄附金の領収書を受領

- ・領収書をご自宅に郵送  
※領収書は確定申告に必要ですので、大切に保管してください。

### 【ご注意】

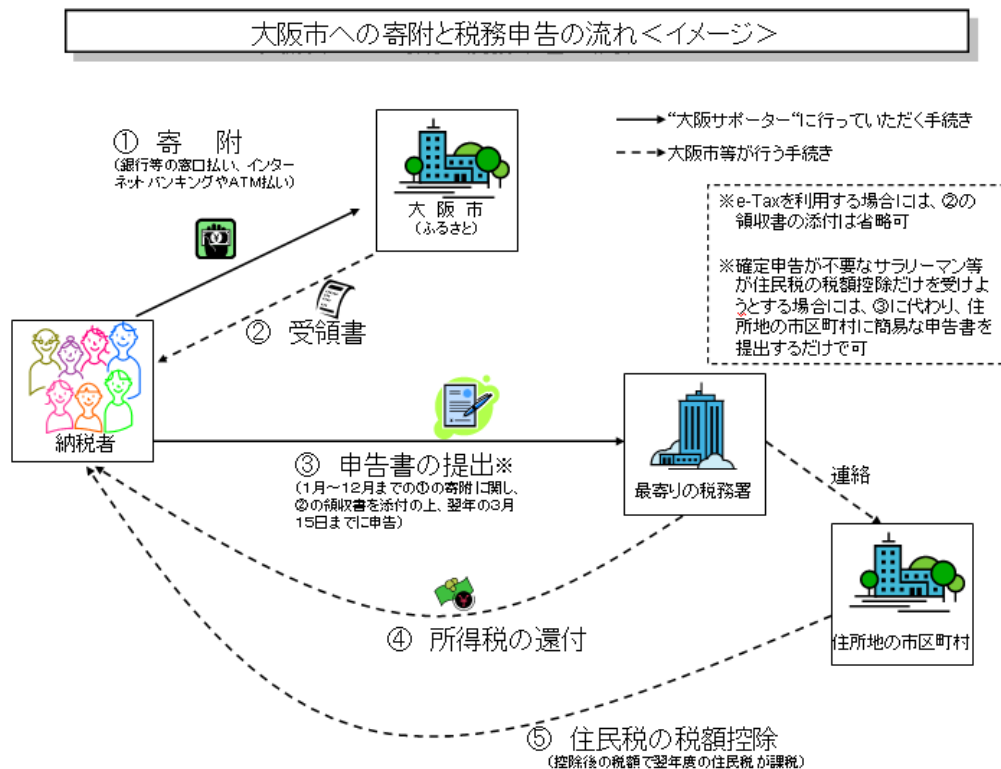
大阪市では、電話による寄附金のお願いや納付書以外を利用したお支払いのご案内は一切いたしておりません。寄附をかたった詐欺行為には十分にご注意願います。



## ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度とは、「ふるさとを大切にしたい」「ふるさとに貢献・応援したい」などという気持ちを形にするため、生まれ育った場所をはじめ、皆様一人ひとりが選ぶ場所を「ふるさと」として応援する制度で、ふるさとの自治体（居住する自治体も含む）に寄附をするものです。

法律上は寄附金税制のひとつと位置づけられており、地方公共団体に対する寄附金のうち5千円（適用下限額）を超える部分について、一定の限度まで個人住民税と所得税をあわせて全額控除できます。



※ふるさと納税制度に関する詳細については、[財政局ホームページ](http://www.zaisei.city.osaka.jp/index.cfm/6,11078,24,56,html)をご覧ください。

(<http://www.zaisei.city.osaka.jp/index.cfm/6,11078,24,56,html>)

※e-Taxなど税務申告に関する詳細については、[国税庁ホームページ](http://www.nta.go.jp/index.htm)をご覧ください。

(<http://www.nta.go.jp/index.htm>)

## 税制上の優遇措置

「ふるさとを大切にしたい」「ふるさとに貢献・応援したい」などの皆様の想い(寄附)を税制面からサポートするため、個人住民税における寄附金税制が拡充されました。

これまでの寄附金のうち適用下限額(10万円)を超える額に税率を乗じた額を控除する「所得控除方式」から、寄附金のうち適用下限額(5千円←従来10万円)を超える額(上限あり)を直接税額から控除する「税額控除方式」に変わりました。

### 地方公共団体に対する寄附金税制による税額控除額試算

(単位:円)

寄附額	給与収入 500万円 (給与所得金額 346万円)			給与収入 700万円 (給与所得金額 510万円)			給与収入 1,000万円 (給与所得金額 780万円)		
	税額控除額			税額控除額			税額控除額		
	個人住民税	所得税	合計	個人住民税	所得税	合計	個人住民税	所得税	合計
1万円	4,750	250	5,000	4,500	500	5,000	4,000	1,000	5,000
2万円	14,250	750	15,000	13,500	1,500	15,000	12,000	3,000	15,000
3万円	16,050	1,250	17,300	22,500	2,500	25,000	20,000	5,000	25,000
4万円	17,050	1,750	18,800	31,500	3,500	35,000	28,000	7,000	35,000
5万円	18,050	2,250	20,300	33,850	4,500	38,350	36,000	9,000	45,000
10万円	23,050	4,750	27,800	38,850	9,500	48,350	63,450	19,000	82,450
20万円	33,050	9,750	42,800	48,850	19,500	68,350	73,450	39,000	112,450

寄附金の5千円を超える部分の金額が控除

【前提】夫婦2人(うち1人特定扶養)の世帯の場合の所得割額(寄附金控除前)

個人住民税所得割額 (寄附金控除前)	135,500	293,500	539,500
-----------------------	---------	---------	---------

(注)「所得税」欄の数字は、限界税率を適用して算定していることや、所得税は所得控除方式であることなどから、実際の額と異なる場合がある。「個人住民税所得割額」欄の数字は、寄附金控除による税額控除前の数字である。

※具体的な寄附金税額控除額の試算は、[財政局ホームページ](http://www.zaisei.city.osaka.jp/index.cfm/6,11078,24,56,html)をご覧ください。

(<http://www.zaisei.city.osaka.jp/index.cfm/6,11078,24,56,html>)

寄附金控除を受けるためには、寄附をした年(1月～12月)の翌年に住所地等の所轄税務署で所得税の確定申告をする必要があります。確定申告をすると、寄附をした年分の所得税と、翌年度分の個人住民税において寄附金控除が受けられます。

また、確定申告が不要なサラリーマン等で、個人住民税の寄附金控除のみを受けようとする方は、寄附をした年の翌年1月1日現在の住所地の市区町村に申告するだけで、翌年度分の個人住民税から寄附金控除が受けられます。ただし、この場合、所得税控除の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

(確定申告等の際には、本市が発行した受領書が必要です。)

※税制上の優遇措置に関する詳細については、[財政局ホームページ](http://www.zaisei.city.osaka.jp/index.cfm/6,11078,24,56,html)をご覧ください。

(<http://www.zaisei.city.osaka.jp/index.cfm/6,11078,24,56,html>)

## モデルケース（夫婦と子供2人で年収700万円の場合）

---


### 大阪市以外にお住まいの方

○大阪市に4万円を寄附した場合

- ・市町村民税 18,900円減額（翌年度の住民税からの減額）
- ・都道府県民税 12,600円減額（翌年度の住民税からの減額）
- ・所得税 3,500円減額（翌年の確定申告により減額）

合計 35,000円減額

【大阪市は40,000円増収（寄附金40,000円）】



実質  
5,000円の  
負担


### 大阪市にお住まいの方

○大阪市に4万円を寄附した場合

- ・市民税 18,900円減額（翌年度の住民税からの減額）
- ・府民税 12,600円減額（翌年度の住民税からの減額）
- ・所得税 3,500円減額（翌年の確定申告により減額）

合計 35,000円減額

【大阪市は21,100円増収（寄附金40,000円－市民税18,900円）】




実質  
5,000円の  
負担

○大阪市以外に4万円を寄附した場合

- ・市民税 18,900円減額（翌年度の住民税からの減額）
- ・府民税 12,600円減額（翌年度の住民税からの減額）
- ・所得税 3,500円減額（翌年の確定申告により減額）

合計 35,000円減額

【大阪市は18,900円減収（▲市民税18,900円）】



実質  
5,000円の  
負担

※上記金額は一定のモデルケースで試算しています。